



GERHARD THÜR

OPERA OMNIA

<http://epub.oeaw.ac.at/gerhard-thuer>

Nr. 367 (Aufsatz / *Essay*, 2021)

Girishajin no hou to saiban (Recht und Gerichtsverfahren bei den Griechen, japanisch, übersetzt von Yasunori Kasai)

**Koten no chousen - kodai girisha rouma kenkyuu nabi
(Herausforderungen in klassischen Zeiten - Ein Führer für
Forschungen zur griechisch-römischen Antike, japanisch), hg. v.
Yasunori Kasai, Vanessa Cazzato (Tokio 2021) 417-434**

© Chisenshokan Editor, Tokyo, mit freundlicher Genehmigung
(<https://www.biblio.com/book/tokurinrigaku-ni-tsuite-editor-tokyo-chisenshokan/d/791014845>)

Schlagwörter: Athen — Demosthenes — Demokratie — *dikasterion* — Rhetorik

Key Words: Athens — Demosthenes — democracy — dikastērion — rhetoric

<gerhard.thuer@oeaw.ac.at>
<https://www.oeaw.ac.at/m/thuer-gerhard/>

Dieses Dokument darf ausschließlich für wissenschaftliche Zwecke genutzt werden (Lizenz CC BY-NC-ND), gewerbliche Nutzung wird urheberrechtlich verfolgt.

This document is for scientific use only (license CC BY-NC-ND), commercial use of copyrighted material will be prosecuted.

古典の挑戦

古代ギリシア・ローマ研究ナビ

葛西康德 / ヴァネッサ・カツアート 編



知泉書館

る『アテナイ人の国制』の発見については、Von Wilamowitz-Moellendorf (1893) を見ること。古代ギリシア地方史家の研究は Thomas (2019) がある。ポリュビオスについては、Walbank (1972) を参照。タキトゥスに関して、Syme (1958) は名著である。アンミアヌスについては Matthews (1989) が必要十分な導入となる。

- Asheri, D., Lloyd, A., and Corcella, A. (2007). *A Commentary on Herodotus, Books I-IV*, ed. by O. Murray and A. Moreno, transl. by B. Graziosi et al. Oxford.
- Connor, W. R. (1984). *Thucydides*. Princeton.
- Cornford, F. M. (1907). *Thucydides Mythistoricus*. London.
- Den Boeft, J., Drijvers, J. W., and Den Hengst, D. (2018). *Philological and Historical Commentary on Ammianus Marcellinus, XXXI*. Leiden.
- Gomme, A. W., Andrewes, A., and Dover, K. J. (1945-81). *A Historical Commentary on Thucydides*, 5 vols. Oxford.
- Gould, J. (1989). *Herodotus*. London.
- Hornblower, S. (1987). *Thucydides*. London.
- . (1991-96). *A Commentary on Thucydides*, 3 vols. Oxford.
- Luraghi, N. (ed.) (2001). *The Historian's Craft in the Age of Herodotus*. Oxford.
- Matthews, J. (1989). *The Roman Empire of Ammianus*. London.
- Momigliano, A. (1990). *The Classical Foundations of Modern Historiography*. Berkeley.
- Murray, O. (2010). 'Modern Perceptions of Ancient Realities from Montesquieu to Mill', *Démocratie Athéniennes – Démocratie Moderne: Tradition et Influences, Entretiens Fondation Hardt LVI*. Vandoeuvres-Genève, 137-166.
- Syme, R. (1958). *Tacitus*. Oxford.
- Thomas, R. (2000). *Herodotus in Context*. Cambridge.
- . (2019). *Polis Histories*. Cambridge.
- Von Wilamowitz-Moellendorf, U. (1893). *Aristoteles und Athens*. Berlin.
- Walbank, F. (1972). *Polybius*. Berkeley.

木庭顕 (1997) 『政治の成立』東京大学出版会。

——— (2003) 『デモクラシーの古典的基礎』東京大学出版会。

M. フィンリー, 柴田平三郎訳 (2007) 『民主主義——古代と現代』講談社学術文庫。

(水島顯介 訳)

ギリシア人の法と裁判*

葛西康徳 / ゲーアハルト・チュール

本章は、古代ギリシア法、特に古典期のアテナイ法の特徴を、裁判制度と実務に焦点をあてて、明らかにすることを目的とする。主たる資料として紹介するのは、紀元前4世紀の弁論家デモステネスの法廷弁論である。

第1節では、ギリシア法が西洋法の伝統の中で占める特異な位置について、法学、法文献、そして専門法律家という三つの不在という点から説明する。その上で、プラトン『ゴルギアス』および『バイドロス』において言及された、裁判(ディケー)に関する技術(テクネー)としての「裁判術 *dikaiosisyne*」とその実務資料としての法廷弁論、という視点からギリシア法について考察することを提言する。

第2節では、従来のわが国の研究が、意識的にか無意識的にかは別として、私訴および公訴をはじめとする一連の訳語を用いることによって、ギリシアの法および裁判を刑事法的に理解してきたことを指摘する。その上で本章では、新しい訳語ないし概念を用いてギリシア法を理解しようと試みる。

第3節は、ゲーアハルト・チュールの論稿「デモステネス一般法廷弁論」を訳出する。この論稿(未公開)は、デモステネスの法廷弁論を素材として古典期アテナイの法と裁判制度の概略を簡潔にまとめたものである。裁判開始前の当事者および弁論家(弁論作家)の諸活動を緻密に分析することにより、訴訟手続全体の流れを把握するとともに、それを通じて弁論家と現代の法律家(弁護士)との相違点を明らかにする。

For a young Anacharsis

アナカルシスは伝説上のスキュタイ人。賢人の誉れ高く、ギリシア文化を身につけて故郷スキュティアに帰還したが、その地で殺害された。

——ヘロドトス『歴史』第4巻76-77章、ディオゲネス・ラエルティオス『ギリシア哲学者列伝』第1巻8章

まえがき

——この本が想定する読者は誰ですか。

高校生以上（中学生も可）で、Classics（日本では「西洋古典学」と訳されます）とは何かを全く知らない人、聞いたこともない人に向かって書いています。この本を読んで、Classicsが面白いと思った人は、（だまされたと思って）大学で勉強してみたらいかがですか。後悔することはないと思います。そして、卒業したら社会に出て仕事をしてください。その際の職業は、なんでも構いません。どんな職業に就くのであれ、Classicsは役に立ちます。それどころか、強力な武器になります（ただし、専守防衛で）。皆さんが、社会に出ていろいろな困難に遭遇した時、Classicsは解答を用意してはくれませんが、ヒントはくれます。なぜなら、Classicsには、人間と社会に関して考えうるかぎりの困難な状況の例が含まれているからです。その例に従うか、従わないかは皆さんの自由です。例は（幸か不幸か）皆さんを強制はしません。いくら強制してほしいと願っても。

皮肉な言い方ですが、この本はClassicsを職業としたい人のためのものではありません。ただし職業選択の自由がありますので、なりたい人は止めません。

——ところで、Classicsとは何ですか。

この質問が出るのは当然です。この本を読んでください、としか答えられないのですが、目次を眺めていただくと、文学、哲学、歴史学はじめ、考古学、美術史、法学などを含んでいることがわかります。と言いますか、私たちの方で勝手に切り刻んでいるだけなのです。

一言申します。よく日本の大学は西洋の大学をモデルにして近代化の

1 裁判術と裁判実務

万学の祖と言われるアリストテレス (Aristoteles, 前 384-前 322) の『全集』¹⁾の中に、『法学』の巻を見出すことはできない²⁾。また、わが国における「西洋法制史」の講義も、ギリシア法ではなくローマ法から始まるか、あるいは、ローマ法の独立した講義が別にある場合は、ローマ法の復興から、あるいはコモン・ローの成立³⁾から始まる。ギリシア法は、せいぜいのところ「法哲学」ないし「法思想(史)」の授業で触れられる程度である。西洋において法の発見は、ギリシアではなくローマに始まるというのが、ある意味で通説かも知れない⁴⁾。

では、ギリシア、例えばアテナイには、法または法律⁵⁾は無かったのか？ 法をどのように定義するかによって答えは変わってくるが、「無い」というためには、相当の説明を要することは間違いない。法または法律を表す(とわれわれには思われる)いくつかのギリシア語⁶⁾の中で、

*) 本章は第3節で訳出するゲーアハルト・チュール「デモステネス一般法廷弁論入門」(Thür, G. 'Einleitung zu den Privatreden des Demosthenes')を通じてギリシア法の概説を試みたものである。この論稿は、原著者から2008年3月来日時に葛西に渡された未公開原稿である。デモステネスの法廷弁論の紹介という目的で書かれたという制約は免れないものの、ギリシア法、特に古典期アテナイ法の特徴を簡潔にまとめたものとして類例を見ないので、原著者の許可を得て、ここに訳出する次第である。なお、原稿の簡約版は『デモステネス弁論集6』月報146、「デモステネスは弁護士か」として、京都大学学術出版会より2020年7月にすでに発表されている。この度完全版の翻訳公開を許可していただいた同出版会に感謝する次第である。なお、チュール教授の業績についてはウェブサイト参照 (<https://epub.oeaw.ac.at/gerhard-thuer/>)。

1) 最近のものでは内山勝利他編(2013-)『新版アリストテレス全集』岩波書店がある。

2) 『弁論術』第1巻10章から15章にかけて、法廷弁論の説明の中で、法(nomos/ノモス)とその分類について、若干触れられる程度である。ただし、後述するように、アリストテレスの名前で伝わる『アテナイ人の国制』(同全集第19巻)、特に52章以下は裁判制度と訴訟手続に関する非常に詳細な情報を提供している。

3) コモン・ローについては、近日刊行予定のペイカー・葛西(2021)を参照。

4) Schiavone(2012)3-4およびSchulz(1936)19-39、特に19-26参照。

5) 法と法律は同一ではない。後者は一般に前者の中で、成文法または「書かれた法」と呼ばれる法をさす。ギリシア人はこれを「書かれていない法」と区別した。以下、本章では両者を総称して法として論じる。

6) テミス *themis*, テスモス *thesmos* など。剣と天秤を持った、(正義の)女神テミスの像はよく裁判所などで見かける。この正義の女神というのがくせものである。正義(デイ

代表的なギリシア語は「ノモス」(*nomos*, 複数形ノモイ *nomoi*) である。実際、プラトン (Platon, 前 427 頃-前 347 頃) は最晩年 (前 350 年頃) に、彼の作品の中で最大最長の作品『法律(ノモイ)』全 12 巻を書いている。残念ながら、この作品はプラトンの著作の中で最も読まれることが少ないものであり、まして通読されることは専門家でも非常に稀である。それはともかくとして、この作品を読み始めると、われわれが通常抱いている法のイメージとは非常に異なる法が描かれていることが判る。例えば、第1巻では宴会(シュンボシオン)のあり方について、第2巻では子供の教育(歌, ダンス, 体育)が論じられる。教育については、さらに第7巻と第8巻において詳細に論じられる。また、第3巻と第4巻も、通常の意味の法律のイメージとは相当かけ離れている。最後に、第10巻は、有名な「無神論(批判)」を扱っている。このように、大雑把に言って、『法律』のうち約半分はわれわれの想像する「法」とは異なる内容である⁷⁾。

もちろん、このようなプラトンの『法律』に描かれた法は彼の法思想であって、現実の法ではないという議論も十分成り立つ⁸⁾。では、アテナイの現実の法⁹⁾は、どのようなものであったのであろうか。それを記録した資料はどのような形で残っているのであろうか。残念ながら、ここでもギリシア(アテナイ)法は、他の西洋法と異なり、いわゆる法資料および法文献がまとまった形で保存されていないため、その全貌をとらえることは容易ではない。確かに、立法者名のついた個別法(例えば、ドラコンの法、ソロンの法など)をはじめとする個別立法は存在した。また、紀元前5世紀末のいわゆる「法典編纂」などは行われたとされる¹⁰⁾。しかし、それらの資料は、碑文のほか、弁論家(弁論代作者)が残

ケー)と法が切れているところが、ギリシア法の特徴であることは後述する。

7) この根本的な原因は、第4巻(719E7-720E9)で論じられるように、法律は強制ないし罰則のみによってその立法目的を実現する(一重の法律)のではなく、まず説得 *peitho* を試みて、それに従わない場合に初めて罰則を用いる(二重の法律)べきであるという、プラトン独特の法律観にある。

8) プラトンの『法律』とアテナイ実定法の相違については、ジェルネの分析が出发点となる。Gernet(1951) Introduction, xciv-ccvi 参照。

9) 法学ではこれを実定法 *positive law* と呼ぶ。ただし、これは法律内容が現実にも実現されていなければならないということを必ずしも意味しない。

10) 前 410-前 399 年。

した法廷弁論作品の中に断片的に伝わるだけであるため、そこから史料批判を通して再構成しなければならない。さらに、コモン・ローのようないわゆる「判例集」もギリシアには存在しない。そして最後に、西洋法の伝統においてある意味では最も重要な特徴である法の専門家 legal profession が、ギリシアには存在しない。したがってまた、彼らの書き残したいわゆる法学文献 legal literature も存在しない。以上の諸特徴を総合して、ギリシア法が「特異 (ユニーク unique)」と言われる所以である¹¹⁾。

では、どのような視点からギリシア法を考察すればその特徴を捉えることができるのであろうか。ここでは、裁判 (ディケー) の視点からギリシア法について考えてみたい。実際、アリストテレスの名前で伝わる『アテナイ人の国制』、特に52章以下は、裁判制度と訴訟手続に関する非常に詳細な情報を提供している。また、法廷弁論作品はそのフィクション性は免れないが、実践例の宝庫である。実は、プラトン自身は『ゴルギアス』において、法や裁判に関する技術 (テクネー, *techne*) について、右表のような分類と位置づけをしている¹²⁾。

ここで立法術と訳したのは *nomothetike* であるが、これをプラトンは先述した最晩年の著作『法律 (ノモイ *Nomoi*)』によって体系的に提示した。では、もう一つの裁判術はどうであろうか。裁判術と訳したギリシア語 *dikaosyne* は、*dike* に由来する。*dikaosyne* も *dike* も、通常、主に哲学用語として「正義 justice」と訳される。それゆえ、プラトンは正義を正面から扱った『国家』において、これを体系化して包括的に論じたと考えたい誘惑に駆られる。しかし、ここでは、同じく矯正的とされる医術とのパラレルで考えなければならない。病気が生じた後、それをどのようにして治療するかを扱う医術と同様に、事件が生じるとその処理をめぐる紛争が生じる。ではそれをどのように解決するか。その場面はすでにホメロス (Homerus, 前8世紀頃?) の『イリアス』第18歌、アキレウスの盾の描写における一場面で殺人をめぐる裁判の様子が描かれていた¹³⁾。

11) 葛西 (2008) 参照。

12) 464B-465C. Dodds (1959) 226 参照。

13) 第18歌 497-508行。508行には「最もまっすぐなディケー *diken ithymtata*」という

対象	総称	性質	技術	似非技術 (迎合)
精神	ポリス術 <i>politike</i>	規制的 矯正的	立法術 裁判術	ソフィスト術 弁論術
身体	名称無し ²⁾	規制的 ¹⁾ 矯正的	体育術 医術	化粧術 料理術

1) ここで規制的、矯正的として区別したのは、ドッズの *regulative, corrective* に基づくものであって、テキスト (プラトン) によるものではない (Dodds (1959) 226)。規制的とは、問題 (ポリスの場合。身体の場合は怪我、病氣) が生じる前に、それを予防・回避するためのもの、矯正的とは問題が生じたのちに回復するためのものという意味である。

2) 但し、身体の世界をする術という説明が与えられている。

実際、ギリシアでは *dike* (複数形 *dikai*) は、しばしば裁判ないし訴訟を意味した。『ゴルギアス』においても、そのような意味で用いられている¹⁴⁾。似非技術すなわち迎合 *kolakeia* として批判されている弁論術¹⁵⁾ *rhetorike* は、「正 *to dikaion* と不正 *to adikon* についての弁論 *logoi*」(460E) に関するものである。こう言いながら、裁判における具体的な弁論のあり方に話が進まず、461A1 で弁論術を「不正に *adikos*」用いる (460D) という方向に話が進んでしまう¹⁶⁾。そして、弁論術は不正な者が裁判で勝つようにすることが目的であると言い、(弁論術の巧みな使用により) 裁判と正・不正問題を切り離す。さらに、それに続いてカリクレスが登場し (481C)、有名な「ノモス・ピュシス」論、すなわち「自然の正義対慣習 (ノモス) の正義」論を展開し、慣習・法律 (ノモス) においては不正を行う方が不正を受けることより醜く *aischion* かつより害悪をもたらす *kakion* のであるが、自然においてはその反対に不正を受ける方が不正を行うことよりも醜いというロジックを展開する。そして、法律を制定するのは弱者つまり大衆であり、彼らは平等に一番価値を置き、強者がより多く持つことを不正かつ醜いと考えていると喝破する (483A-C)。カリクレスのスリリングなデモクラシー批判に対し

表現がある。

14) 例えば 478B1 など。

15) アリストテレスは弁論術をテクネー (技術) として、その著作『弁論術 *Technē Rhetorikē*』によって学問的基礎を確立する。内山勝利他編 (2017) 『新版アリストテレス全集 18 弁論術』岩波書店。

16) アリストテレスは、技術としての弁論術の有用性とその用い方の正・不正の問題を切り離す。第1巻1章12節, 1355a20-1355b7。

て、われわれは言うに及ばずソクラテス (Socrates, 前 469-前 399) ですら、正面から反論できない¹⁷⁾。

このように『ゴルギアス』においては、裁判 *dike* に関する技術としての裁判術 *dikaiosisyne* の位置づけは与えられるものの、弁論術批判に終始し、それ以上の展開はない。正義を正面から論じた『国家』でも、裁判 *dike* としての正義 *dike* は論じられない。

では、『ゴルギアス』においてプラトンの構想した裁判術は、それから約 20 年後の作品『パイドロス』(前 370 年頃)においては、どのように扱われているであろうか。『パイドロス』では弁論術は、弁論 (ロゴス) による「魂の誘導術 *psychagogia*」として (261A7-B2)、一つの技術 (テクネー) として扱われ、その具体的構成がスケッチされている (266D7-266E5)。そして、医術と弁論術をテクネーとしてパラレルにおいて (270B1-2)、次のように言う。

(医術も弁論術も) どちらの技術においても、本性 (ピュシス) が定義されなければならない。一方 (医術) では身体の本性が、他方 (弁論術) では魂 (プシュケー) の本性が。もし、あなたが、こつや経験によるだけではなくてテクネーによって、一方は、薬と栄養を適用しながら健康と力を生み出そうと欲するならば、他方は、魂に弁論と法律慣習 *nomimos* に従った実務 *epitedeuseis* を適用しながら、いかなる優れた説得 (ペイトー) をあなたが望むにせよ、その説得を魂に移転しようとするならば。(270B4-9)¹⁸⁾

ここで言われている「法律慣習に従った *nomimos* (*nomos* の形容詞形)」「実務 (プラクティス *epitedeuseis*)」とは何か? その具体的内容は

17) 葛西 (2018) 参照。

18) プラトン、藤沢令夫訳 (1967) 『パイドロス』岩波文庫では「弁論術とは、魂に言論と、法にかなった訓育とをあたえて、相手の中にこちらがのぞむような確信と徳性とを授ける仕事である」。Yunis (2011) 211: 'by applying discourse and lawful practices to the soul, to transmit to it whatever persuasion and excellence you wish'. Rowe (1986) 112-113, 205: 'Whatever conviction you wish, and virtue', The orator's aim will be only to produce the right kinds of conviction in the soul, as the doctor aims to promote only healthy conditions in the body. That the 'practices prescribed will be in accordance with law and custom' (translating the single word *nomimos*) underlines the same point.

『パイドロス』からも、プラトンの他の著作からも必ずしも明らかではない¹⁹⁾。しかし、このパッセージにおいて、裁判 (正義) と法 (法律・慣習)、すなわち *dike* と *nomos* が不明確ながら結びついたという点は、極めて重要である。そして、この「法に従った実務」こそ、法廷弁論活動に他ならない。プラトン自身は関わらなかったが、このテーゼによって始めて、裁判と法が結びつく基礎ができたのである。これに対してアリストテレスは、『弁論術』において確かに技術としての弁論術 *techne rhetorike* の体系を確立した。しかし、法を、証人 (の証言)、契約書、奴隷の拷問による自白、宣誓とならんで、「非技術的証明 *atechnos pistis*」の一つとする (第 1 巻 15 章)。その結果、法は弁論においてそのまま「使用するかしないか」の対象となり、(分類はされるが) 分析や解釈の対象にはならず、したがって法学へと発展する可能性を閉ざしてしまう²⁰⁾。

この裁判実務を記録した資料こそ、弁論代作人 *logographos* による弁論作品である。いわゆるアテナイ十大弁論家が書き残した現存作品は約 150 篇²¹⁾あるが、そのうち 60 篇はデモステネスに帰されている²²⁾。そこで、第 3 節に訳出するのは、チュールの「デモステネス一般法廷弁論入門」である。チュールは、主著『アテナイにおける陪審法廷開始前の立証マネジメント——奴隷拷問の果たし状』²³⁾によって、アテナイ訴訟法のイメージを根底から塗り替えた (ただし、わが国では反応は鈍いが)。現在ギリシア法研究を世界的にリードしている研究者である。また、

19) *epitedeuseis* について、辞書 (*LSJ*) では、'devotion or attention to a pursuit or business, cultivation of a habit or character'. 用例として、トゥキディデス『戦史』第 7 巻 86 章「(日頃の) 言行」(久保正彰訳 (1967) 『トゥキディデス 戦史 (下)』岩波文庫より)、プラトン『法律』第 9 巻 853b「(徳の) 実行」(プラトン、森進一他訳 (1993) 『法律 (下)』岩波文庫より) など。なお、実務・慣習 *epitedeumata* についての総合研究として、Moreno and Thomas (2014) および葛西 (2014) 参照。

20) なお、チュールは、この 5 種類の証明手段の中で、アテナイの法実務上、法的意味があるのは証人の証言だけであることを明らかにした。Thür (2005) 参照。

21) Todd (1993) および Usher (1999) Index of Speeches 参照。

22) その中でアポロドロス作とされているのは (学説に若干の相違はあるが)、Usher (1999) は 46, 49, 50, 52, 53, 59 の各弁論とする。一方、MacDowell (2009) によれば、36, 45, 46, 49, 52, 53, 59 である。

23) Thür (1977) を指す。タイトルを意識して日本語で示したが、翻訳が出版されているわけではない。

ヴォルフ (Hans Julius Wolff, 1902-83) によって創始された 'Symposion' と呼ばれるギリシア法国際研究集会を、ガガーリン (Michael Gagarin, 1942-), マッフイ (Alberto Maffi, 1947-) などとともに隔年で開催し、その成果を同名 'Symposion' の冊子として刊行している。

2 脱刑事法

最初に訳者が強調したいことは、古代ギリシアにおいて、そして基本的には帝政初期までのローマにおいても、いかなる訴訟であれ、訴訟は原則として私人が原告となって開始するということが、したがって被告を訴訟手続に呼び込む責任は原告にあるということである。換言すれば、古代ギリシア・ローマにおいては、現代の検察官のように、職務として刑事訴訟を開始する者は存在しない。また、警察組織も存在しない。誤解を恐れず敢えて言えば、われわれの目から見れば、刑事訴訟ないし刑事事件は存在しないのである²⁴⁾。

わが国は長らく中国の律令制度の影響下にあり、また報道機関が取り上げるのは現代でも専ら刑事事件である。そのような刷り込みの結果、裁判といえば刑事裁判を連想してしまうこの国においては、この点をいくら強調しても強調しすぎることはない。それに対して、わが国が近代化の中でモデルとした西洋法は、ローマ法であれコモン・ローであれ、まず民事事件が発点であり、裁判は当事者が開始するものであった。歴史に現代の視点や枠組 (民事事件と刑事事件の区別) を持ち込むことは危険であるが、西洋法の伝統が欠如したわが国では、この点は依然として留意する必要がある。

確かに、誰でも訴訟を提起できる、いわゆるグラペー *graphe* (書面訴訟) の原告の役割は、検察官と同様だと考えることに理由があるようにも見える。さらに、グラペーは刑事手続と同じではないかと思われるかもしれない。しかし、それは全くの誤解である。第一に、犯罪の代表格

24) 同じ論理により、われわれの目から見れば、古代ギリシアには、刑事訴訟と区別された「純粹」な民事訴訟ないし民事事件も存在しない。しかし、わが国においては、その長い刑事法の伝統を考慮して、刑事法の不存在を強調したい。

といえる殺人は、アテナイでは一度としてグラペーの対象となったことはない。殺人は被害者 (およびその家族) と加害者の間の問題にすぎず、したがって被害者がしばらく生きていて、もし加害者の責任を全く問わなければ、その後死亡したとしても問題は生じない。また、グラペーの一つ、違法提案訴訟 *graphe paranomon* において、原告が勝ち、被告が有責となっても、この違法提案が民会を通過して1年以上経過すると、その提案は無効となるが、提案者は特に罰 (不利益) は被らない。このように、グラペーは刑事訴訟ではないのである²⁵⁾。

われわれがいかにか刷り込まれているかをよく示している一例を挙げる。ギリシアの法廷弁論の重要な分類概念として、'private speeches' と 'public speeches' という用語 (英語) があり、これをわが国 (日本語) では「私訴弁論」と「公訴弁論」と翻訳してきた。'private' と 'public' という英語の辞書の訳語に引きずられて「私」訴と「公」訴と翻訳したのであるが、これによってわれわれは無自覚のうちにいずれの弁論で描かれた世界も、全体として刑事裁判として理解していることになる。なぜなら私訴も公訴も刑事訴訟法の用語だからである (ただし、前者は現行法では完全に消滅した用語である)。確かに、私訴も公訴も法律概念としてではなく、「一般用語」として理解すればよいという反論が成り立つように見える。しかし、同弁論のフランス語訳、'plaidoyers civils' と 'plaidoyers politiques' を見ると (例えば Gernet (1951) 参照)、われわれは途方に暮れる。というのも、デモステネス弁論 1-17 番は、'political speeches' という英語に引きずられて「政治弁論」と訳してきたからである²⁶⁾。

ただし、このことは、現代のわれわれから見て、犯罪や刑罰に相当するものがギリシアには全く無かったということまでを意味してはでない。例えば、ソクラテスの裁判において、敗訴したソクラテスが受けるべきもの (それは第二の裁判で決まったものだが) は「死」であった。逃亡することが認められていたとはいえ、死刑は執行される可能性はあった。その意味では、これは刑罰でありソクラテスの行為は犯罪で

25) Harrison (1971) 76-78 参照。

26) ちなみに 1-17 番はフランス語訳 harangues である。このような理由から、葛西 (2019) ではできるだけわが国の民事訴訟の用語を自覚的に用いて翻訳した。

あり、ソクラテスの裁判は「刑事裁判である」と言えなくもない。しかし、それでも、この裁判を開始したのは検察官ではないのである²⁷⁾。

アテナイの弁論家の弁論集は近時、上記ガガーリンを総合編者として英訳版が完成した²⁸⁾。これにより、われわれは比較的平易な英語で、法廷弁論作品を読むことができるようになった。しかし、注意しなければならないことがある。それは、英語で訳されているということは、その訳者が法律家ではないとしても、英語圏の法であるコモン・ローを前提にしているということである。例えば、英語では裁判を求めることを表現する言葉（の一つ）として prosecute が用いられ、翻訳でも使われている。これを（英語の辞書を頼りに）「訴追」、「告訴」、「告発」などと訳してしまうと、われわれはまた刑事裁判の世界に戻ってしまう。しかし、コモン・ローないしコモン・ローの文化、英語の世界における prosecute と、日本法ないし日本文化、日本語における「訴追」とはパラレル（置換可能）ではないので、翻訳できないのである。そもそも、ギリシア語では、原告は「ディケーを追う人 *diken diokein*」、被告は「ディケーから逃げる人 *diken pheugein*」と呼ばれ、それ以上でもそれ以下でもない²⁹⁾。それでは、次節でチュールの論稿を訳出しよう。

3 デモステネス一般法廷弁論

デモステネス (Demosthenes, 前 384-前 322) は、アテナイのデモス (区)

27) プラトン『ソクラテスの弁明』を、ソクラテスのナマの声を（相当程度）忠実に伝えているという立場から分析したものとして、チュール (2009) を参照されたい。

28) 全 16 巻からなる The Oratory of Classical Greece シリーズ。参考文献中では Cooper et al. (2001), Edwards (2007), Todd (2000) がこのシリーズに属する。なお、フランス語訳はすでに上記の Gernet らによる Budé 双書が備わっている。残念ながら（管見のかぎり）ドイツ語訳が備わっていない。

29) 『デモステネス弁論集』京都大学学術出版会の分類は、政治弁論 (1-17 番)、法廷弁論 (18-59 番)、祝典 (演示) 弁論 (葬送 60 番) の三分法である。さらに、法廷弁論のうち、18-26 番までは公訴弁論、27 番以降は私訴弁論とされている。以上について、詳細は葛西 (2019) 423-509 「私訴弁論の世界」、特に 472 までを参照していただきたい。MacDowell (2009) は従来の分類に代えてテーマ毎と作者による分類を試みている。また、弁論術の歴史と体系については、本書第 15 章を参照。

の一つであるパイアニア出身³⁰⁾の、同名のデモステネスの子であり、アテナイ十大弁論家³¹⁾の中で最も有名である。他の弁論家の影を薄くする彼の名声は今日まで続いているが、それは主に彼の政治演説、およびマケドニア王ピリッポス (Philippos II, 前 382-前 336) に対抗してアテナイの自由を守ろうとした彼の貢献によるところが大きい。とはいえ、紀元前 364 年からおよそ前 340 年にかけて³²⁾、一般法廷弁論³³⁾の作者としても、彼は先輩同業者リュシ阿斯³⁴⁾、彼の教師イサイオス³⁵⁾、彼の後輩ヒュペレイデス³⁶⁾と並んで、トップグループに位置する。民事手続に含まれている弁論を理解するためには、法廷弁論、アテナイの法システム、裁判組織、裁判手続の流れの基本的知識が不可欠である。それゆえ、以下の導的説明は、このテーマに対する簡潔な概観を読者に提供することを意図している。これを通じて、アテナイの弁論家、正確に言うと「弁論作家」が、今日の訴訟代理人ないし法廷弁護士といかに異なるかを明らかにしたい³⁷⁾。

30) デモステネスの出生等については、MacDowell (2009) 14-29 参照。

31) 葛西 (2019) 423 参照。アンティホン (Antiphon, 前 480 頃-前 411)、アンドキデス (Andocides, 前 440 頃-前 390 頃)、リュシ阿斯 (Lysias, 前 445 頃-前 380 頃)、イソクラテス (Isocrates, 前 436-前 338)、イサイオス (Isaios, 前 420 頃-前 340 頃)、デモステネス、アイスキネス (Aischines, 前 390 頃-前 322 頃)、リュクルゴス (Lycurgos, 前 390 頃-前 325/4 頃)、ヒュペレイデス (Hypereides, 前 389-前 322)、ダイナルコス (Deinarchos, 前 360 頃-前 290 頃)。なお、アポロドロス (Apolodoros, 前 394 頃-前 343 以降) はデモステネス弁論集の中に含まれている 6 ないし 7 つの弁論の作者とされている (前掲注 22)。

32) デモステネスが 20 歳の時になされた、アポボスに対する後見訴訟は、紀元前 364 年ないし前 363 年に行われた。私的訴訟 (私訴弁論) 活動の終期については、同第 32 弁論 32 節参照。デモステネスの名前で伝わる弁論の中には、デモステネスのものではない多くの「非真正」な弁論が含まれているが、それらは紀元前 4 世紀の法廷実務に関するかぎり、価値の高い真正なる資料として扱われるべきである。

33) 原語 *Privatreden* (private speeches) は従来「私訴弁論」と訳されてきたが、上述のように私訴 (公訴) はわが国では刑事法上の概念なので本章では使用しない。その代わりに、ここでは法廷弁論の基本形という意味で「一般法廷弁論」という名称を用いる。これに対して、従来の「公訴弁論」(18-26 番) はさしあたりここでは「審査弁論」と呼ぶことにする。

34) 翻訳に Todd (2000) が、注釈書に Todd (2007) および Todd (2020) がある。

35) 翻訳に Edwards (2007) が、注釈書に Wyse (1967[1904]) がある。なお、ワイズのイサイオス注釈書はこの時期 (ある意味では現在でも) 英語で書かれた最も優れたギリシア法研究である。さらに、かのサンスクリット語およびヒンドゥー法研究の先駆者ウィリアム・ジョーンズ (William Jones, 1746-94) がイサイオスを翻訳している (Jones (1779) を指す) ことも、注目に値する。葛西 (2011) も参照。

36) 翻訳に Cooper et al. (2001) が、注釈書に Whitehead (2000) がある。

かな役割しか果たさなかった⁴²⁾。裁判人は、当事者およびその支援者⁴³⁾の弁論と人柄を主な拠り所として、双方の陳述から真実のイメージを自分で拵えたのである。それ故、法廷弁論術は民主制アテナイにおいて最盛期を迎え、その大家がデモステネスであった。

アリストテレスの作とされる『アテナイ人の国制 *Athenaion Politeia*』と法廷弁論から、裁判組織と手続の流れが完全に再構成できる⁴⁴⁾。ここでは、概観をスケッチしてみよう。アテナイでは手続は二段階で進んでいく⁴⁵⁾。すなわち、役人の前での準備段階と法廷での票決段階である。総合職の役人、まずその中でも最上位の九人のアルコンは、その事物管轄領域において訴訟も担当し、彼らが担当する事件はくじで割り当てられ、その法廷の座長を務めた。特に民事訴訟に関しては、「40人」も一団として管轄していた⁴⁶⁾。訴えの提起を欲する者（原告）は、二人の召喚証人とともに、私人の名において、相手方（被告）を役人の前に召喚しなければならなかった。役人は、その事件の管轄である場合は、「請求原因表示」⁴⁷⁾を受け取り、「弁論準備手続」⁴⁸⁾の日程を決定した。

準備手続において、当事者はそれぞれ、役人の指示により形式に沿って作成された質問に答えなければならず、当事者は法廷の前で読み上げてほしいと望む書類をすべて、相手方に対して提出しなければならなかった。「40人」と呼ばれる役職の一人が手続を進めたならば、弁論準備手続はこの役人の前でなされるのではなく、籤で選ばれた仲裁人⁴⁹⁾の前でなされたのである。しかしながら、仲裁人の裁定は決して拘束力を有せず、いずれの当事者に対してもさらに法廷での票決への道が開かれていた。準備手続の終了時に、弁論準備手続においても、また職権によ

42) Thür (2005).

43) *synegoroi* と呼ばれる。ある意味で証人もまたそれに含まれる。Rubinstein (2000) 参照。

44) 基本文献は依然として、Harrison (1971) である。最近の問題については、Thür (2000) および (2009) II 228-234; IV 402-416 を参照。内山他編 (2014) も参照のこと。

45) 傍点訳者。この点は、ローマも基本的には同じである。

46) 『アテナイ人の国制』第53章参照。

47) エンクレマ *enklema* については、葛西 (2019) 479-481 参照。

48) アナクリシス *anakrisis* については、葛西 (2019) 475-479 参照。

49) デイアイテーター *diaitetes* については、葛西 (2019) 493-499 参照。

る仲裁⁵⁰⁾においても同様に、提出された文書書類は二つの陶器の容器に入れて封印され、法廷に持ち込まれた。法廷で裁判人が聴くことが許されていたのは、この文書書類だけであった。ルールは衡平 *fairness* の要請に対応していたのである。これを通じて、訴訟当事者は主弁論において新しい証拠物件による不意の攻撃から守られていた。それに加えて弁論作家は、クライアントのための弁論 *plaidoyer* を相手方の論点を熟知したうえで準備することができた。今日、アテナイの法廷弁論を読んでも、弁論作家がどれほどの労力と熟慮をすでに手続の準備において費やしたかという点には気が付かないであろう。準備手続は当事者に対して、相互に質問と返答を応酬する唯一の機会を提供しているゆえ、これを手続の「ディアレクティック *dialectic*」な局面とよぶことができる。

準備手続において当事者が円満な合意に全く至らなかった場合、主宰している役人は主手続のために期日と法廷を当事者に割り当てることを提案する。この手続はある種のアゴン *agon* の形式において、闘争の厳格なルールに従って、「弁論合戦」として提案される⁵¹⁾。手続の第二の、雌雄を決する局面は、それ故「レトリカル *rhetorical*」な局面であった。アテナイの法廷弁論を理解するために本質的なことは、それらは大人数のパブリックの前で行われたということである。つまり、事件については訴額に応じて、アテナイ市民の201名から401名が集まり、審査訴訟⁵²⁾については、通例、501名から1501名の市民によって票決された⁵³⁾。大人数にすることだけで、すでに法廷の買収は現実味を失った。それに加えて、裁判人は裁判当日の朝になって初めて、しかも市民団の10の部族 *phyle* 全体から平等に籤で選ばれた。それによって、法廷にはある種の客観性が保証された。法廷の弁論において訴訟当事者の一方ないし他方の支持者が集団で固まり、賛成または不満の意見を一緒に表明するという危険性に対して、審理の開始前に座席もまた裁判人に籤で

50) 『アテナイ人の国制』は、この文脈では職権仲裁についてのみ語っているが、*echinoi* は当事者各々に対して一つずつ弁論準備手続にも使われたのである。Thür (2008) 参照。

51) アゴンについては、本書第20章参照。

52) 用語については、注33参照。

53) 裁判人の数が501名であったソクラテスの裁判はこの類型に属する。チュール (2009) 参照。

割られるということによって対処した。アテナイ人はそれゆえ、大衆法廷の欠点も自覚していたのである。他方で、弁論家は大衆心理も十分心得ており、彼らが担当している依頼者である訴訟当事者が裁判人集団を組織的予防措置にもかかわらず感情を通じて操縦することができるように、依頼者(当事者)を手引きした。厳密な合理主義と感情主義の結合があるからこそ、アテナイの法廷弁論は、法律家と歴史家にとって今日でもなお、やりがいのある研究対象となっているのである。

主たる審理における弁論による闘争ゲームのルールは、考える最も単純なものだったと言えよう。つまり、原告と被告が水時計で計測されたぴったり同じ時間を有し、その間は誰も弁論を中断することは許されなかった。ただ、裁判書記(廷吏)は、スピーチの指示に従って、書かれたもの、例えば法律、書面で準備された証言録あるいは文書⁵⁴⁾を読み上げなければならないときだけ、流水は止められた。このようにして弁論時間を延ばそうとする誘惑に対して、弁論者は抵抗した。というのも、あまりに長い中断が弁論の感情に与える効果を殺してしまうかもしれないからである。当事者の弁論が終了すると、事前の審理すらなく直ちに裁判人たちは秘密投票に移っていった。実際、裁判人の大人数に鑑みても、そのような審理は技術的な意味で実現可能ではなかったかもしれない。「票決」は訴状の単純な肯定か否認の形であった。あらかじめ法律によって規定されていない金額ないし刑罰を科された場合は、裁判人は有責票決に従って、第二の票決において原告と被告の見積りの間で査定しなければならなかった。ここから自明なことは、法廷はこのやり方で下された最初の判断をそれ自身として正当なものとは考えていなかったということである。それゆえ、裁判における最初の決定は法的には何も意味をもたなかったのである。票決自体は最終決定であり、上級裁判所への控訴は存在しなかった⁵⁵⁾。指揮する役人は、手続が規則通り

54) 遺言書 *diatheke*、契約書 *syntheke* などである。

55) プラトンは『法律』において、いくつかの箇所では裁判制度、特に調停前置主義と三審制について論じている。まず第一審としては、少額訴訟(762A)について、あるいは一般的に隣人ないし村人などによる一種の仲裁 *diata* ないし仲裁人 *diaitetes* による紛争解決が基本である(766D、さらに915C、920D、956B-C)。次に、第二審としては、訴訟の性質に応じて、不法を受けたのが個人 *idiotes* か公的なもの *demosion* によって分けられる(767B-C)のである。あるいはまた、この裁判は、部族民法廷 *phyletikos* (768B-C) や公共の法

に進行しているかどうかだけを監督し、票決には参加しない。金銭判決の執行は、勝訴判決を得た原告が財産の私的差し押えを通じて行う。

さてそれでは、デモステネスを弁護士と呼ぶことができるだろうか。ヴォルフはすでに弁護士と弁論作家の相違を指摘している⁵⁶⁾。デモステネスはその政治キャリアの開始前は、社会的評価の低い弁論作家の職業を営んでいた。弁論作家は法知識を有していたにもかかわらず、専門法律家の身分倫理に縛られてはいなかった。訴訟当事者は、彼らの事件を法廷の前で自ら主張しなければならなかった⁵⁷⁾、弁論作家は「ゴースト・ライター」として隠れて行動した⁵⁸⁾。それでも彼らの活動は法廷弁論の作成をはるかに超えていた。ヴォルフは本番の審理手続の準備にどれほどエネルギーが必要かということについてはまだ検討していなかった。手続を踏んだ相手への質問と挑発、ならびに証拠書類の形式を整えること、そして法律諸規定を収集することは、まちががなく特に弁論作家の任務であった。それゆえ、法(正義・権利)を求めてくる同胞市民に対するデモステネスの活動は、「訴訟サポート」という表現が言い得て妙であると思われる⁵⁹⁾。

参考文献

葛西康徳(2008)「古代ギリシアにおける法の解凍について」、林信夫・新田一郎編

廷 *koinai dikai* (762B) および *koina dikasteria* (846B)、地方の住民ないし部族民からなる法廷 *kometai kai phyletai* (956C) などと呼ばれている。最後に第三審として、第三法廷 *triton* (767A) ないし選抜裁判官による第三法廷 (956C-D) を提案している。Gernet (1951) cxxxii-cxxxiii および森進一他訳(1993)『法律(上)』岩波文庫、464-465参照。

56) Wolff(2007) および Wolff(1968)を参照。

57) ギリシアでは訴訟当事者が訴訟代理人を立てることが許されず、本人自身が訴訟を遂行した。このような訴訟を本人訴訟と呼ぶ。これに対してローマでは代理人を立てることが許された(キケロなど)。なお、日本では本人訴訟は許されており、実際には(特に下級審では)、その方が多いと言っても過言ではない。これに対して、日本が範とするドイツは原則として弁護士強制主義であり、イングランドもまた(歴史的背景は異なるが)本人訴訟は許されていない。

58) Wolff(2007) 102.

59) 本章から第20章については、翻訳、解説および校正のすべての段階で、(いつものように)松本英実氏から貴重な助言および助力をいただいた。記して心より感謝申し上げます。

- 『法が生まれるとき』創文社, 11-36.
- (2011) 『法律家としての William Jones——Bailment and Speech of Isaeus』
龍谷大学現代インド研究センター (RINDAS).
- (2014) 「憲法は変えることができるか——古代アテネの場合」, 長谷部恭
男編『この国のかたちを考える』岩波書店, 63-99.
- (2018) 「プラトンと職業——『ゴルギアス』」, 小島毅編『知の古典は誘惑
する』岩波ジュニア新書, 127-151.
- 他訳 (2019) 『デモステネス弁論集 5』京都大学学術出版会.
- G. チュール, 葛西康德訳 (2009) 「法廷に立たされたソクラテス——プラトン『ソク
ラテスの弁明』は法廷弁論か?」, 『コミュニケーション文化論集』7, 133-140.
- J. ベイカー・葛西康德編 (2021) 『コモン・ロー入門』東京大学出版会.
- 作品和訳
- ・アイスキネス
木曾明子訳 (2012) 『アイスキネス弁論集』京都大学学術出版会.
- ・アリストテレス『アテナイ人の国制』
内山勝利他編 (2014) 『新版アリストテレス全集 19 アテナイ人の国制・著作断片
集 I』岩波書店.
- 村川堅太郎訳 (1980) 『アリストテレス アテナイ人の国制』岩波文庫.
- ・アンティボン・アンドキデス
高島純夫訳 (2002) 『アンティボン／アンドキデス弁論集』京都大学学術出版会.
- ・イソクラテス
小池澄夫訳 (1998-2002) 『イソクラテス弁論集 1, 2』京都大学学術出版会.
- ・デモステネス
加来彰俊他訳 (2006-) 『デモステネス弁論集 1-7』京都大学学術出版会.
1: 第1弁論-第17弁論, 2: 第18弁論-第19弁論, 3: 第20弁論-第22弁論,
4: 第23弁論-第26弁論, 5: 第27弁論-第40弁論, 6: 第41弁論-第58弁論,
7: 未刊
- ・リュシアス
細井敦子他訳 (2001) 『リュシアス弁論集』京都大学学術出版会.
- Carawan, E. (ed.) (2007). *Oxford Readings in the Attic Orators*. Oxford.
- Cooper, C. et al. (tr.) (2001). *Dinarchus, Hyperides, Lysurgus*. Austin, TX.
- Dover, K. (1968). *Lysias and the Corpus Lysiacum*. Berkeley; Los Angeles.
- (1975). *Greek Popular Morality in the Age of Plato and Demosthenes*. Oxford.
- Edwards, M. (tr.) (2007). *Isaeus*. Austin, TX.
- Gagarin, M. (2008). *Writing Greek Law*. Cambridge.
- (2020). *Democratic Law in Classical Athens*. Austin, TX.
- and Cohen, D. (eds.) (2005). *The Cambridge Companion to Ancient Greek Law*.
Cambridge.

- Gernet, L. (1951). *Platon: Lois*, vols. I-II. Paris.
- Harrison, A. W. R. (1968). *The Law of Athens, I: The Family and Property*. Oxford.
- (1971). *The Law of Athens, II: Procedure*. Oxford.
- Jones, W. (1779). *The Speeches of Isaeus in Cases Concerning the Law of Succession to
Property at Athens*. London.
- Leão, D. F. and Rhodes, P. J. (eds.) (2015). *The Laws of Solon*. London; New York.
- MacDowell, D. M. (1978). *Law in Classical Athens*. London.
- (2009). *Demosthenes the Orator*. Oxford
- Moreno, A and Thomas, R (eds.) (2014). *Patterns of the Past: Epitadeumata in Greek
Tradition*. Oxford
- Phillips, D. D. (2013). *The Law of Ancient Athens*. Ann Arbor.
- Rowe, C. J. (1986). *Plato: Phaedrus*. Warminster.
- Rubinstein, L. (2000). *Litigation and Cooperation: Supporting Speakers in the Courts of
Classical Athens*. Stuttgart.
- Schiavone, A. (2012). *The Invention of Law in the West*, transl. by J. Carden and A.
Shugaar. Cambridge, MA; London. (原著: Schiavone, A. (2005). *Ius: L'invenzione del
Diritto in Occidente*. Turin.)
- Schulz, F. (1936). *Principles of Roman Law*, transl. by M. Wolff. Oxford. (原著: Schulz, F.
(1934). *Prinzipien des römischen Rechts*. Berlin.)
- Thür, G. (1977). *Beweisführung vor den Schwurgerichtshöfen Athens: Die Proklesis zur
Basanos*. Wien.
- (2000). 'Das Gerichtswesen Athens im 4. Jahrhundert v.Chr.', in Burckhardt, L.
and Von Ungern-Sternberg, J. (eds.) *Große Prozesse im antiken Athen*. Munich, 30-
49.
- (2005). 'The Role of Witness in Athenian Law', in Gagarin and Cohen (2005),
146-169.
- (2008). 'The Principle of Fairness in Athenian Legal Procedure: Thoughts on
the Echinus and Enklema', *Dike* 11, 51-73.
- (2009). 'Courts and Magistrates in Ancient Athens', in Katz, S. et al. (eds.) *The
Oxford International Encyclopedia of Legal History*. Oxford.
- (2018). 'Recht im Antiken Griechenland', in Manthe, U. (ed.) *Die
Rechtskulturen der Antike: Vom Alten Orient bis zum Römischen Reich*, 2nd ed.
Munich, 191-238.
- Todd, S. C. (1993). *The Shape of Athenian Law*. Oxford.
- (tr.) (2000). *Lysias*. Austin, TX.
- (2007). *A Commentary on Lysias Speeches 1-11*. Oxford.
- (2020). *A Commentary on Lysias Speeches 12-16*. Oxford.
- Usher, S. (1999). *Greek Oratory*. Oxford.
- Whitehead, D. (2000). *Hyperides: The Forensic Speeches*. Oxford.
- Wolff, H. J. (1968). *Demosthenes als Advokat: Funktionen und Methoden des*

Prozesspraktikers im klassischen Athen. Berlin.

———. (2007). 'Demosthenes as Advocate: The Functions and Methods of Legal Consultants in Classical Athens', with an Epilogue by Gerhard Thür, in Carawan (2007), 91-115.

Wyse, W. (1967 [1904]). *The Speeches of Isaeus*. Cambridge.

Yunis, H. (2011). *Plato: Phaedrus*. Cambridge.

(第3節 葛西康徳 訳)

18

ローマ人の法と法律家

アーネスト・メッツガー

ローマ人は、1000年間にわたって、ひとまとまりの洗練された法を発展させた。その法は、中世、近世・近代ヨーロッパで参照され、用いられ続け、そしてヨーロッパから全世界に輸出された。現代の法システムの多くは、ローマ法を基にしているか、あるいは、一部をそれに負っている。ローマ法の伝統が成功を取めた理由は、ローマ人が生み出した法素材の品質の良さにある。またローマの公職者は、一般の人に新しい権利を拡大してゆくのに熱心であったし、法律専門家集団はその諸権利を巧みに発達させ、高度かつ精密に仕上げた。ローマ人は自分たちの法の枠組みを編み出し、この枠組みは現代法の多くのシステムにいまも通用している。

1 はじめに

ローマ法は、古代研究の中で特別の位置をしめている。それは、ローマ国民の法として1000年の歴史を超えて生き永らえ、東西両方の現代の多くの法システムの永続的部分となった。これには日本も含まれる。日本の民法および商法は、結局のところローマ法モデルを基礎にしている¹⁾。それゆえ、われわれがローマ法を研究するとき、われわれは同時

1) 日本民法は、全5編、すなわち、総則、物権、債権、親族、相続からなり、前3編(財産法)は1896年、後2編(家族法)は1898年に成立し、ともに1898年から施行された。この民法典は、第二次世界大戦後(1947年)、家族法の部分が大幅に改正され、また最近第3篇債権法が大幅に改正された(2017年、施行2020年)。この民法典はいわゆる「パンデクテ

日向 太郎 (ひゅうが・たろう) 第6章

1965年生まれ。博士(文学)。東京大学文学部教授

〔主要業績〕『世界文学の古典を読む』(共著)放送大学教育振興会、2020;『憧れのホメロス——ローマ恋愛エレゲイア詩人の叙事詩観』知泉書館、2019;『パウルス・ディアコヌス『ランゴバルドの歴史』(訳)知泉書館、2016。

パトリック・フィンガラス (Patrick Finglass) 第7章

1979年生まれ。D.Phil. ブリストル大学(英国)ヘンリー・オーヴァートン・ウィルス・ギリシア語講座教授

〔主要業績〕*The Cambridge Companion to Sappho*. Cambridge, 2021(共編); *Female Characters in Fragmentary Greek Tragedy*. Cambridge, 2020(共編); *Sophocles. Greece and Rome New Surveys in the Classics* 44. Cambridge, 2019.

エンリコ・エマヌエレ・プロディ (Enrico Emanuele Prodi) 第8章

1985年生まれ。D.Phil. オックスフォード大学(英国)モードリン・コレッジ

〔主要業績〕*Pindar's Prosodia: Introduction, Text and Commentary*, DPhil Dissertation, Oxford, forthcoming; 'Polycrates' Guests: Extraneous Text and Ancient Conservation on *P.Oxy.* 1790', *Segno e Testo* 17, 1-34, 2019; 'Text as Paratext: Pindar, Sappho, and Alexandrian Editions', *Greek, Roman and Byzantine Studies* 57, 547-582, 2017.

フランソワ・リッサラグ (François Lissarrague) 第9章

1947年生まれ。Ph.D. 社会科学高等研究院(フランス)名誉教授

〔主要業績〕*Panta Kala. The Aesthetics of the Heroic Warrior*. Sather Lectures 2014. Berkeley, forthcoming; *La Cité des Satyres. Une Anthropologie Ludique*. Paris, 2019; *Vases Grecs. Les Athéniens et Leurs Images*. Paris, 1999; *Un Flot d'Images. Une Esthétique du Banquet Grec*. Paris, 1987.

クレシミール・ヴコヴィッチ (Krešimir Vuković) 第10章

1987年生まれ。D.Phil. ミュンヘン大学(ドイツ)

〔主要業績〕*Wolves of Rome: The Lupercalia from Roman and Indo-European Perspectives*. Berlin, forthcoming; 'Silvia's Stag on the Tiber: the Setting of the *Aeneid's Casus Belli*', *Mnemosyne* 73.3, 464-482, 2020; 'The Lovers and the Rebel: Reading the Double *Heroides* as an Exilic Text', in Franklins, T. E. and Fulkerson, L. (edd.) *Constructing Authors and Readers in the Appendices Vergilianae, Tibulliana, and Ovidiana*. Oxford, 242-261, 2020.

ドメニコ・ジョルダニ (Domenico Giordani) 第11章

1991年生まれ。D.Phil. オックスフォード大学(英国)レイディ・マーガレット・ホール

〔主要業績〕'A Metre for Madness: Note on *Enn. Scen.* 21 Joc.', *Rivista di Cultura Classica e Medioevale* 62.1, 109-111, 2020; 'A Proposito dello Scurra Plautino. *Truc.* 482-96 alla Luce di una Nuova Proposta Etimologica' in Raffaelli, R. and Tontini, A. (edd.) *Lecturae Plautinae Sarsinates XX-XXI. Truculentus / Vidularia*. Urbino, 153-167, 2017; 'Riflessioni su *Trin.* 267' in Raffaelli, R. and Tontini, A. (edd.) *Lecturae Plautinae Sarsinates XIX. Trinummus*. Urbino, 113-121, 2016.

マクシム・ピエール (Maxime Pierre) 第12章

1977年生まれ。Ph.D. バリ大学(フランス)教授資格

〔主要業績〕'La Tragédie sans Drame: Relire la Médée de Sénèque à Partir du Nô', *Mètis* 18, 251-270, 2020; 'Le Groupe de Chanteurs du Nô Est-il Assimilable à un Chœur de Tragédie Grecque?', *Revue de Littérature Comparée* 113, 379-398, 2019; 'Du Masque à la Rencontre: Monologue et Entrée de Rôle dans les Tragédies de Sénèque', *Vita Latina*, 156-170, 2019.

吉川 斉 (よしかわ・ひとし) 第13章

1980年生まれ。博士(文学)。東京大学文学部助教

〔主要業績〕『イソップ寓話』の形成と展開——古代ギリシアから近代日本へ』知泉書館、2020。

納富 借留 (のうみ・のぶる) 第14章

1965年生まれ。Ph.D. 東京大学文学部教授

〔主要業績〕『ギリシア哲学史』筑摩書房、2021;『ソフィストとは誰か?』ちくま学芸文庫、2015;

The Unity of Plato's Sophist: Between the Sophist and the Philosopher. Cambridge, 1999.

吉田 俊一郎 (よしだ・しゅんいちろう) 第15章

1978年生まれ。博士(文学)。慶應義塾大学他

〔主要業績〕「古典期ラテン修辞学における *controversia figurata* (文彩つき模擬法廷弁論) について」、『フィロロギカ』14, 36-59, 2019;『フレリウス・マクシムス『著名言行録』の修辞学的側面の研究』東海大学出版部、2017;『大セネカの修辞学理論と模擬弁論の関係について』、『西洋古典学研究』63, 87-98, 2015.

オズウィン・マリイ (Oswyn Murray) 第16章

1937年生まれ。D.Phil. オックスフォード大学(英国)ベイリオル・コレッジ名誉フェロー、王立デンマーク科学文学アカデミーおよびピサ高等師範学校(イタリア)名誉会員

〔主要業績〕*The Symposium-Drinking Greek Style: Essays on Greek Pleasure, 1983-2017*. Oxford, 2019; *Early Greece*. Cambridge, MA., 1993; *The Oxford History of the Classical World*, 2 vols. Oxford, 1986(共編)。

ゲーアハルト・チュール (Gerhard Thür) 第17章

1941年生まれ。Dr. iuris. グラーツ大学(オーストリア)ローマ法名誉教授。オーストリア科学アカデミー会員

〔主要業績〕'Prozesside im Gesetz Drakons und ihr Nachleben im klassischen Athen', in Barta, H. et al. (edd.) *Prozessrecht und Eid. Recht und Rechtsfindung in antiken Kulturen* 1. Wiesbaden, 153-178, 2015; *Prozessrechtliche Inschriften der griechischen Poleis: Arkadien* (SB Öst. Ak. Wiss., phil.-hist. Kl., 607. Band; Gemeinsam mit Hans Taeuber). Wien, 1994; *Beweisführung vor den Schwurgerichtshöfen Athens. Die Proklesis zur Basanos* (SB Öst. Ak. Wiss., phil.-hist. Kl., 317. Band). Wien, 1977.

アーネスト・メッツガー (Ernest Metzger) 第18章

1960年生まれ。J.D., D.Phil. グラスゴー大学(英国)ダグラス・ローマ法講座教授

〔主要業績〕'Formularprozess: Verfahrenseinleitung', in Babusiaux, U. et al. (edd.) *Handbuch des römischen Privatrechts*. Tübingen, 2021; *Litigation in Roman Law*. Oxford, 2005; *A New Outline of the Roman Civil Trial*. Oxford, 1997.

ロバート・パーカー (Robert Parker) 第19章

1950年生まれ。D.Phil. オックスフォード大学(英国)ウイケアム・ギリシア史講座名誉教授

〔主要業績〕*On Greek Religion*. Ithaca, 2011; *Polytheism and Society at Athens*. Oxford, 2005; *Miasma. Pollution and Purification in Early Greek Religion*. Oxford, 1996 [1983].

葛西 康徳 (かつさい・やすのり) はじめに、第20章

編者参照

ティム・ウィットマーシュ (Tim Whitmarsh) 結びに代えて

1970年生まれ。Ph.D. ケンブリッジ大学(英国)A.G. レヴェンティス・ギリシア文化講座教授

〔主要業績〕*Achilles Tatius, Leucippe and Clitophon Books 1-11: Edited with an Introduction and Commentary*. Cambridge, 2020; *Dirty Love: The Genealogy of the Greek Novel*. New York, 2018; *Battling the Gods: Atheism in the Ancient World*. New York, 2015.翻訳者
(掲載順)

吉川 斉 (よしかわ・ひとし) 第1章

執筆者参照

嵐谷 勇希 (あらしだに・ゆうき) 第2章

1997年生まれ。東京大学大学院修士課程。初期ギリシア文学研究

Einleitung zu den Privatreden des Demosthenes

Gerhard Thür, Wien

Demosthenes, Sohn des Demosthenes aus (dem attischen *demos*) Paiania, --- so lautet sein voller Name --- ist der bekannteste der zehn attischen Redner. Seinen bis heute anhaltenden, alle anderen überstrahlenden Ruhm verdankt er hauptsächlich seinen politischen Reden und dem Einsatz für die Freiheit Athens im Kampf gegen Philipp von Makedonien. Doch auch als Verfasser von Privatreden, die in die Zeit von 364 bis etwa 340 v.Chr. fallen,¹ gehört er neben seinen älteren Kollegen Lysias² und Isaios, seinem Lehrer, und dem späteren Hypereides zweifellos zur Spitzengruppe. Um die in Privatprozessen gehaltenen Reden zu verstehen, sind elementare Kenntnisse der forensischen Rhetorik, des athenischen Rechtssystems, der Gerichtsorganisation und des Ablaufs eines gerichtlichen Verfahrens nötig. Einen knappen Überblick über diese Themen soll die folgende Einführung bieten. Ziel der Darstellung ist es auch, den athenischen „Redner“, der korrekt als „Redenschreiber“ (*logographos*) zu bezeichnen ist, vom heutigen „Rechtsanwalt“ oder „Advokaten“ abzugrenzen.³

Die Anfänge der griechischen Gerichtsrhetorik liegen in Sizilien. Dort wurde erstmals eine lehr- und lernbare Technik der Gerichtsrede entwickelt. Allerdings sind uns keine praktischen Beispiele aus dieser Region überliefert. Erst in Athen, das nach dem Ende des Peloponnesischen Krieges bis zur Zeit Alexanders des Großen wieder zu Macht und Wohlstand gekommen war und eine stabile demokratische Verfassung hatte, gelangte die Gerichtsrhetorik zur vollen Blüte. In diese Zeit fällt das Wirken Demosthenes' als Logograph. Er beherrschte meisterhaft die (zeitlosen) rhetorischen Stilmittel, etwa die Gliederung der

¹ Demosthenes' Vormundschaftsprozess gegen Aphobos, den er als zwanzigjähriger führte, fand im Jahr 464/63 statt; zum Ende seiner Tätigkeit in Privatsachen siehe or. 32,32. Im Corpus der als demosthenisch überlieferten Reden sind zahlreiche „unechte“ enthalten, die nicht von Demosthenes stammen; soweit sie aus der Gerichtspraxis des 4. Jh. v.Chr. herrühren, sind sie dennoch als wertvolle authentische Quellen zu behandeln.

² Die Reden Lysias' analysiert S. C. Todd, *A Commentary on Lysias, Speeches I–11*, Oxford 2007. Todd zeigt in seinen Analysen vorbildlich die Technik der Prozessführung in Privatsachen.

³ Eine gute Einführung in Demosthenes' Tätigkeit in Privatprozessen bietet Hans Julius Wolff, *Demosthenes als Advokat: Funktionen und Methoden des Prozesspraktikers im klassischen Athen*, Berlin 1968; in englischer Fassung „Demosthenes as Advocate: The Functions and Methods of Legal Consultants in Classical Athens“ neu herausgegeben von E. Carawan, *The Attic Orators*, Oxford Readings in Classical Studies 2007, S. 91–114 (mit einem Epilog von G. Thür, S. 114f.).

Rede in eine kurze Einleitung (*prooimion*), die Erzählung der Fakten (*diegesis*, untermauert von Zeugenaussagen), Argumentation (*pistis*, „Beweisführung“ im rhetorischen Sinn) und Epilog (mit Argumenten *ad personam* und Bitten an die Richter). Hauptziel der Rede war nicht die juristische Argumentation, sondern das Glaubhaftmachen von Tatsachen zugunsten des Sprechers und das Überreden der Richter, ihre Stimme für diesen abzugeben. Die demokratisch organisierten athenischen Gerichtshöfe waren mit Durchschnittsbürgern besetzt, und an deren kleinbürgerliche Mentalität mussten die Reden, sollten sie Erfolg haben, angepasst sein. Das damit verbundene demagogische Element wird heute von Juristen scharf kritisiert, von historischer Seite als offener Diskurs ohne Schranken durch professionelle Juristen gelobt.⁴

Die Rechtsordnung⁵ des klassischen Athen kann hier nur grob charakterisiert werden. Es gab zwar eine große Zahl von speziellen Gesetzen, in Stein eingemeißelt und öffentlich aufgestellt und noch mehr im Archiv aufbewahrt --- nach den zuständigen Magistraten (*archontes*) geordnet ---, und eine Neuaufzeichnung bei Wiederherstellung der Demokratie, aber das Recht war nicht „kodifiziert“ im heutigen kontinentaleuropäischen Sinn. Auch eine Bindung des Gerichts an Vorentscheidungen kannten die Athener nicht, was sich aus der noch zu erläuternden Gestalt der Gerichtsurteile ergibt. Weite Teile des Rechts galten als Bestandteil der althergebrachten Verfassung. Detailvorschriften wurden --- zumeist unhistorisch --- dem Gesetzgeber Solon zugeschrieben. Das Privatrecht ist am besten aus dem Prozess zu verstehen: Eine *dike* (Klage, ursprünglich „berechtigter Zugriff auf einen Mitbürger“) stand jedem zu, der in seiner Person oder seinem Vermögen verletzt wurde. Auch die Tötung einer Person wurde, trotz strafrechtlicher Sanktionen, vom nächsten Verwandten mit Privatklage verfolgt. Der Gedanke der Schädigung (*blabe*) war das wichtigste Prinzip des Obligationen- und Sachenrechts, obwohl die einzelnen Klagen je nach ihrem Anlass oder Ziel verschiedene Namen trugen. Gesetze mussten den Laienrichtern --- professionelle Juristen gab es in Athen nicht --- von den Parteien vorgelegt und vom Gerichtsschreiber verlesen werden. An die Gesetze waren die Richter allein durch ihren Richtereid gebunden, doch konnte niemand kontrollieren, ob sie sich in ihrer geheimen Abstimmung daran hielten. Bemerkenswert ist, dass die Parteien vor Gericht dennoch kaum an die Gerechtigkeit appellierten, obwohl der Richtereid auch eine Entscheidung nach der „gerechtesten

⁴ Siehe dazu M. Gagarin, *Writing Greek Law*, Cambridge 2008, S. 446.

⁵ Die wichtigste, allerdings unvollständige Darstellung ist immer noch A.R.W. Harrison, *The Law of Athens, I: The Family and Property*, Oxford 1968; siehe weiters D.M. MacDowell, *The Law in Classical Athens*, London 1978, S.C. Todd, *The Shape of Athenian Law*, Oxford 1993. Ausgewählte Aspekte sind ausführlich behandelt in M. Gagarin / D. Cohen (Hg.), *The Cambridge Companion to Ancient Greek Law*, Cambridge 2005.

Meinung“ (*dikaiotate gnome*) zuließ. Vielmehr stützten die Sprecher sich auf konkrete Gesetzesvorschriften, auch wenn sie für ihren Fall gar nicht passten. Staatliche Verfolgung von Straftaten gab es in Athen nicht. Man bediente sich der Popularkanlage (in Gestalt der *graphe* oder anderer Formen der Anklage), die jedem unbescholtenen Bürger offen stand. Doch das ist bereits Gegenstand der politischen Reden des Demosthenes. *Dike* und *graphe* wurden von den Gerichten nach demselben Verfahren entschieden.

Zur Zeit des Demosthenes war die Gerichtsbarkeit Teil der demokratischen Verfassung. Als oberste Prinzipien galten, die Chancengleichheit der Prozessparteien im Verfahren zu wahren und Bestechung oder äußere Beeinflussung des Gerichts zu verhindern. Niemals entschied ein Einzelrichter, sondern stets große Spruchkollegien. Wenig entwickelt war hingegen das Beweisverfahren, Zeugenaussagen und Urkunden spielten nur eine geringe Rolle.⁶ Die Richter machten sich hauptsächlich aufgrund der Reden und der Persönlichkeit der Parteien und Mitstreiter (*synegoroi*, in gewissem Sinn zählten auch die Zeugen dazu) ein Bild von der Wahrheit des beidseitigen Vorbringens. Deshalb gelangte die forensische Rhetorik, deren Meister Demosthenes war, im demokratischen Athen zu höchster Blüte.

Aus dem Aristoteles zugeschriebenen Werk vom „Staat der Athener“ (*Athenaion Politeia*) und den Gerichtsreden lassen sich die Gerichtsorganisation und der Ablauf des Verfahrens vollständig rekonstruieren.⁷ Hier muss ein skizzenhafter Überblick genügen. Der Prozess lief in Athen in zwei Stufen ab, einer vorbereitenden Phase vor einem Magistrat und einer entscheidenden vor einem Gerichtshof. Sämtliche Amtsträger, allen voran die höchsten Magistrate, die neun Archonten, nahmen im Rahmen ihrer sachlichen Zuständigkeit auch Klagen an und führten den Vorsitz über die ihnen zugewiesenen Gerichtshöfe. Speziell für Privatprozesse war auch das Kollegium der „Vierzig“ zuständig. Wer eine Klage einbringen wollte, hatte den Gegner mit zwei Ladungszeugen privat vor den Magistrat zu laden. Dieser nahm, wenn er zuständig war, die Klageschrift (das *enklema*) an und setzte den Termin einer Vorverhandlung (*anakrasis*) fest.

In der Vorverhandlung hatten die Parteien einander unter Leitung des Magistrats auf förmlich gestellte Fragen zu antworten und dem Gegner sämtliche Schriftstücke, die sie vor

⁶ Siehe G. Thür, ‚The Role of the Witness in Athenian Law‘, M. Gagarin / D. Cohen (Hg.) *The Cambridge Companion to Ancient Greek Law*, Cambridge 2005, 146–169.

⁷ Grundlegend immer noch A.R.W. Harrison, *The Law of Athens, II: Procedure*, Oxford 1971; zu neueren Aspekten siehe G. Thür, ‚Das Gerichtswesen Athens im 4. Jahrhundert v. Chr.‘, L. Burekhardt / J. v. Ungern-Sternberg (Hg.), *Große Prozesse im antiken Athen*, München 2000, 30–49; G. Thür, ‚Courts and Magistrates in Ancient Athens‘ / ‚Procedure: Athens, An Overview; Procedure in Ancient Athens‘, *The Oxford International Encyclopedia of Legal History*, Oxford 2009, II, 228–234 / IV, 402–416.

dem Gerichtshof verlesen lassen wollten, vorzulegen. Leitete ein Mitglied der „Vierzig“ das Verfahren, fand die Vorverhandlung nicht vor diesem statt, sondern vor einem ausgelosten „Schiedsrichter“ (*diaitetes*). Dessen Spruch war aber keinesfalls verbindlich, sondern jeder Partei stand weiterhin der Weg zur gerichtlichen Entscheidung offen. Am Schluss des Vorverfahrens, sowohl in der *anakrisis* als auch in der amtlichen *diaita*,⁸ wurden die vorgelegten Schriftstücke in zwei Tongefäße gelegt und diese versiegelt vor den Gerichtshof gebracht. Nur dieses Material durfte dort zu Gehör gebracht werden. Die Vorschrift entsprang dem Gebot der Fairness. Dadurch waren die Prozessparteien in der Hauptverhandlung vor überraschenden Angriffen mit neuem Beweismaterial sicher. Außerdem waren die Logographen in der Lage, das Plädoyer für ihre Partei in Kenntnis des gegnerischen Standpunkts präzise vorzubereiten. Liest man heute eine attische Gerichtsrede, merkt man nicht, wie viel Arbeit und Überlegung der Logograph in die Vorbereitung des Prozesses bereits investiert hat. Da das Vorverfahren den Parteien die einzige Gelegenheit bot, einander Rede und Antwort zu stehen, kann man es als „dialektische“ Phase des Prozesses bezeichnen.

Kam es im Vorverfahren zu keiner gütlichen Einigung der Parteien, beantragte der leitende Magistrat, ihm einen Termin und einen Gerichtshof für die Hauptverhandlung zuzuteilen. Diese Verhandlung wurde in Form eines *agon*, nach festen Regeln eines Wettkampfes, als „Redeschlacht“ ausgetragen. Die zweite, entscheidende Phase des Prozesses war also die „rhetorische“. Zum Verständnis der attischen Gerichtsreden ist wesentlich, dass sie vor großem Publikum gehalten wurden: Die Gerichtshöfe setzten sich in Privatsachen je nach dem Streitwert des Falles aus 201 bis 401 athenischen Bürgern zusammen, Popularanklagen wurden in der Regel von 501 bis 1501 Richtern entschieden. Die großen Zahlen machten bereits die Bestechung des Gerichts illusorisch. Die Richter wurden außerdem erst am Morgen des Gerichtstages ausgelost, und zwar gleichmäßig aus allen zehn Abteilungen (Phylen) der Bürgerschaft. Damit war eine gewisse Objektivität des Gerichts gesichert. Der Gefahr, dass sich in der Gerichtsverhandlung dennoch Anhänger der einen oder der anderen Prozesspartei in Gruppen zusammen setzten und gemeinsam Wellen von Beifall oder Missfallen äußerten, begegnete man dadurch, dass den Richtern auch die Sitzplätze vor Beginn der Verhandlung zugewiesen wurden. Die Athener waren sich also auch der Nachteile der Massengerichte bewusst. Andererseits waren die Rhetoren Meister der Massenpsychologie und leiteten die von ihnen betreuten Prozessparteien dazu an, die Masse

⁸ Die *Ath. Pol.* spricht zwar in diesem Zusammenhang nur von der amtlichen *diaita*, doch werden die Krüge (*echinoi*), einer für jede Partei, auch in der *anakrisis* verwendet, siehe G. Thür, ‚The Principle of Fairness in Athenian Legal Procedure: Thoughts on the Echinus and Enklema‘, *Dike* 11, 2008, 51-73.

der Richter trotz aller organisatorischen Vorkehrungen durch Emotionen zu lenken. Die Kombination von strenger Rationalität und Emotionalität machen die attischen Gerichtsreden auch heute noch zu einem lohnenden Studienobjekt für Juristen und Historiker.

Die Spielregeln des Redewettkampfes in der Hauptverhandlung waren denkbar einfach: Kläger und Beklagter hatten eine genau durch die Wasseruhr bemessene Redezeit, in der sie niemand unterbrechen durfte. Nur wenn der Gerichtsschreiber nach Aufforderung des Sprechers ein Schriftstück, etwa einen Gesetzestext, eine schriftlich vorbereitete Zeugenaussage oder eine Urkunde, zu verlesen hatte, wurde der Wasserablauf angehalten. Der Verlockung, auf diese Weise die Redezeit zu verlängern, widerstanden die Sprecher, da eine zu lange Unterbrechung die emotionale Wirkung der Rede gemindert hätte. Unmittelbar nach den Reden der Parteien schritten die Richter zur geheimen Abstimmung, und zwar ohne vorherige Beratung. Sie wäre auch angesichts der großen Zahl der Richter technisch kaum durchführbar gewesen. Das „Urteil“ bestand in der schlichten Bejahung oder Verneinung der Klageschrift. War auf eine nicht bereits durch Gesetz festgelegte Geldsumme oder Strafe zu verurteilen, hatten sich die Richter nach einem Schuldspruch in einer zweiten Abstimmung zwischen der Schätzung des Klägers und der des Beklagten zu entscheiden. Es versteht sich von selbst, dass das Gericht einen auf diese Weise gefällten Spruch nicht begründete. Gerichtliche Vorentscheidungen waren deshalb juristisch ohne Belang. Das Urteil war endgültig, eine Berufung an eine höhere Instanz gab es nicht. Der leitende Magistrat führte nur die Aufsicht über den ordnungsgemäßen Ablauf der Verhandlung, Stimmrecht hatte er nicht. Die Vollstreckung eines Urteils auf Geld nahm der siegreiche Kläger durch private Pfändung von Vermögen vor.

Kann man, abschließend, Demosthenes als „Advokaten“ bezeichnen? Bereits Wolff hat die Unterschiede festgehalten. Demosthenes betrieb vor Beginn seiner politischen Karriere das wenig angesehene „Gewerbe“ eines Logographen. Trotz Rechtskenntnis fühlten die Logographen sich nicht der — in modernen Rechtskreisen unterschiedlich ausgeprägten — Standesethik des professionellen Juristen verpflichtet. Da die Prozessparteien ihre Sache vor Gericht persönlich vertreten mussten, wirkten die Logographen im Verborgenen, als ghost-writer.⁹ Doch ging ihre Tätigkeit weit über das Abfassen der Gerichtsreden hinaus. Wolff hat noch nicht gesehen, welchen Aufwand die Vorbereitung der Hauptverhandlung erforderte. Das Formulieren der förmlichen Fragen und Aufforderungen sowie der Zeugnisurkunden und das Zusammentragen der gesetzlichen Vorschriften gehörten zweifellos

⁹ Wolff, S. 12.

bereits zu den Aufgaben eines Logographen. Deshalb scheint Demosthenes' Tätigkeit für seine rechtsuchenden Mitbürger mit dem Ausdruck „Prozessbeistand“ treffend beschrieben.